

指定管理者管理運営状況検証調書②

1 施設の概要

施設名	香西西地区港湾緑地	所在地	高松市香西北町747番地44
設置目的	県民にレクリエーション、スポーツ等の場として気軽に利用していただくこと		
規模	パークゴルフ場：1.6ha 駐車場：420台 多目的広場：1.5ha その他緑地：1.7ha	設置年月日	令和元年7月29日より供用開始

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	香川県造園事業協同組合	指定期間	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
委託業務の内容	港湾緑地の施設等の維持管理及び修繕等に関する業務 港湾緑地の施設の使用強化等に関する業務 港湾緑地の使用に係る使用料の収納業務 その他港湾緑地の管理運営に必要な業務	県からの委託料	令和3年度 24,379千円 令和4年度 24,379千円 令和5年度 25,595千円 令和6年度 26,043千円 令和7年度 26,043千円
導入効果	<p>①経費の削減 直営時に比べ、植栽関係の維持・管理で大きく節減されている。</p> <p>②利用者数・利用料金収入の増加 指定管理者制度導入前の令和2年度と比較すると、利用者数・利用料金収入両者とも大幅に増加している。</p> <p>③サービス水準の向上 各施設にて、利用者からの積極的な評価を多数受けている。 自主事業を年間約15事業行っており、地域住民・近隣施設との連携も強化されている。</p>		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	<p>①管理・運営経費の比較 直営に戻すよりも、指定管理者制度を継続する方が、経費面で有利であると考えられる。 当該施設は、緑地施設のため、植栽等に関して専門的な知見を持ち合わせた業者が管理することで、効率的な施設の維持管理を可能であると考えられる。</p> <p>②事業の実施内容 上記のとおり、利用者サービスの向上、料金収入の増加が図れている。</p> <p>以上①及び②から、今後も引き続き指定管理者制度を継続する。</p>

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	公募
非公募の場合、その理由	